

3月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

議案第 1 号

美祢市学校医（内科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（内科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

1 学校医（内科医）の任期 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 学校医（内科医）の氏名

| 氏 名 | 所 属 | 担当校 |
|-------|-------------------|---|
| 藤村 寛 | (医) 寛仁会 藤村内科クリニック | 伊佐小学校 |
| 横山 幸代 | 三澤医院 | 厚保小学校 厚保中学校 |
| 山本 一誠 | (医) 恵水会 山本医院 | 大嶺小学校 |
| 札幌 博義 | (医) 札幌クリニック | 城原小学校 豊田前中学校 |
| 中元 起力 | 中元医院 | 重安小学校 麦川小学校 伊佐中学校 |
| 白井 文夫 | 白井クリニック | 於福小学校 於福中学校 |
| 原田 菊夫 | (医) 原田外科医院 | 豊田前小学校 大嶺中学校 |
| 吉崎 美樹 | 吉崎内科医院 | 赤郷小学校 大田小学校 綾木小学校 淳美小学校 美東中学校 |
| 坂井 久憲 | (医) さかい内科クリニック | 秋吉小学校 嘉万小学校 別府小学校 秋芳中学校 |

議案第 2 号

美祢市学校医（眼科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（眼科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

- 1 学校医（眼科医）の任期 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（眼科医）の氏名

| 氏 名 | 所 属 | 担当校 |
|--------|--------------------|--|
| 東島 史明 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 厚保小学校 麦川小学校 豊田前小学校 厚保中学校 大嶺中学校 豊田前中学校 |
| 吉本 拓矢 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 伊佐小学校 城原小学校 重安小学校 於福小学校 伊佐中学校 於福中学校 |
| 波多野 誠 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 大嶺小学校 |
| 山城 知恵美 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 赤郷小学校 綾木小学校 淳美小学校 |
| 野田 健 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 大田小学校 嘉万小学校 別府小学校 美東中学校 |
| 小林 由佳 | 山口大学大学院医学系研究科眼科学教室 | 秋吉小学校 秋芳中学校 |

議案第 3 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（耳鼻科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

- 1 学校医（耳鼻科医）の任期 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（耳鼻科医）の氏名

| 氏 名 | 所 属 | 担当校 |
|--------|----------------------|--|
| 藤井 博則 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 伊佐小学校 厚保小学校 城原小学校 伊佐中学校 厚保中学校 |
| 竹本 洋介 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 伊佐小学校 厚保小学校 城原小学校 伊佐中学校 厚保中学校 |
| 山本 陽平 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 大嶺小学校 大嶺中学校 |
| 狩野 有加莉 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 大嶺小学校 大嶺中学校 |
| 沖中 洋介 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 重安小学校 麦川小学校 於福小学校 豊田前小学校 於福中学校 豊田前中学校 |
| 小林 由貴 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 嘉万小学校 別府小学校 |

| | | |
|-------|----------------------|-------------------------|
| 西村省吾 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 秋吉小学校 秋芳中学校 |
| 眞崎 達也 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 綾木小学校 淳美小学校 美東中学校 |
| 松浦 貴文 | 山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野 | 赤郷小学校 大田小学校 美東中学校 |

議案第4号

美祢市学校歯科医の委嘱について

下記の者を美祢市学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

1 学校歯科医の任期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 学校歯科医の氏名

| 氏名 | 所属 | 担当校 |
|-------|-----------------------|--|
| 田中 康雅 | (医) 伊佐歯科診療所 | 伊佐小学校 豊田前小学校 豊田前中学校 |
| 橋本 正明 | 橋本歯科 | 別府小学校 美東中学校 |
| 木林 弓人 | みとう歯科 | 綾木小学校 |
| 辻 龍雄 | つじ歯科クリニック | 厚保小学校 厚保中学校 |
| 來島 孝晴 | (医) 玄晴会 きじま歯科クリニック | 大嶺小学校 大嶺中学校 於福中学校 |
| 中嶋 文彦 | 美祢歯科医院 | 城原小学校 重安小学校 於福小学校 |
| 實能田 尚 | みのだ歯科医院 | 麦川小学校 伊佐中学校 |
| 五嶋 賢司 | (医) グレイス 秋芳歯科医院 | 赤郷小学校 大田小学校 淳美小学校 秋吉小学校 嘉万小学校 秋芳中学校 |

議案第5号

美祢市学校薬剤師の委嘱について

下記の者を美祢市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

1 学校薬剤師の任期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 学校薬剤師の氏名

| 氏名 | 所属 | 担当校 |
|--------|--------------|-----------------------------------|
| 篠田 南海子 | 篠田薬局 | 伊佐小学校 伊佐中学校 |
| 山本 淳子 | クスリの岩崎チェーン | 重安小学校 |
| 野山 友志 | フラワー薬局ほたるの里店 | 厚保小学校 大田小学校 豊田前中学校 美東中学校 |
| 川越 陽子 | みね薬局 | 於福小学校 大嶺小学校 於福中学校 大嶺中学校 |
| 真瀬 真佐子 | _____ | 麦川小学校 豊田前小学校 厚保中学校 |
| 玉井 賢悟 | 秋芳薬局 | 城原小学校 嘉万小学校 秋芳中学校 |
| 堀田 慶子 | 美祢社会復帰センター薬局 | 赤郷小学校 |
| 北川 建 | ファミリー薬局 | 別府小学校 秋吉小学校 |
| 石津 由紀子 | 美秋薬局 | 淳美小学校 |
| 永田 可奈子 | 美秋薬局 | 綾木小学校 |

議案第7号

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 委員の任期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

2 委員の氏名

| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 所属・職名等 |
|-------|------------|--------------------------|------------------|
| 櫛崎 和美 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 大田ふるさと振興会 会長 |
| 井上 征男 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 長登古代銅製錬愛好会 会長 |
| 世良 泰祐 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 長登銅山跡保存会会長 |
| 前田 時博 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 美祢文化財保護審議会 会長 |
| 阿野 太助 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 美祢市観光協会 |
| 國森 秀昭 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 大田小学校校長 |
| 野村 義徳 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ | 美東中学校校長 |

議案第 8 号

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）及び美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

（美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号を削る。

別表第1文化財保護課の部文化財保護係の項第1号中「資料館協議会委員等」を「秋吉台科学博物館協議会委員、歴史民俗資料館協議会委員等」に改め、同項第3号中「資料館」を「秋吉台科学博物館、歴史民俗資料館」に改め、同項第4号中「歴史民俗資料」の次に「、自然史資料」を加え、同表世界ジオパーク推進課の部を削る。

別表第2美祢市立秋吉台科学博物館の項第1号中「博物館」を「秋吉台科学博物館」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

（美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正）

第2条 美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「山口県美祢市教育委員会之印」を「美祢市教育委員会印」に改め、同表教育長職務代理者印の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|--------------|-----|---|--------|------|
| 局長印 | 美祢市教育委員会局長之印 | 方18 | 1 | 教育総務課長 | 公文書用 |
|-----|--------------|-----|---|--------|------|

別表課長印の項中「美祢市教育委員会課長印」を「美祢市教育委員会課長之印」に、「世界ジオパーク推進課長」を「文化財保護課長」に改め、同表学校印の項及び学校長印の項中「24」を「22」に改め、同表館長印の項中「美祢市〇〇図書館長印」を「美祢市立〇〇図書館長印」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第9号

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎堅次

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表世界ジオパーク推進課長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 10 号

美祢市教育支援室設置要綱の全部改正について

美祢市教育支援室設置要綱（平成 26 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の全部を次のとおり改正するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市教育支援室設置要綱

美祢市教育支援室設置要綱（平成 26 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市内の小・中学校に在籍し、心理的又は情緒的要因、社会的要因その他の様々な要因により長期に登校することが困難な児童・生徒（以下「不登校児童・生徒」という。）に対して、その状態に応じたきめ細かな指導及び支援を行うとともに、自立支援、教育相談支援、学習支援等を行い、学校生活への復帰の第一歩を目指すため、美祢市教育支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 支援室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 心の広場
- (2) 位置 美祢市東厚保町川東 2596 番地 1（旧美祢市立川東小学校内）

（開設及び閉設）

第 3 条 支援室は、次の日を除き開設する。ただし、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、臨時に閉設し又は開設することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（開設時間）

第 4 条 支援室の開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開設時間を短縮し、又は延長することができる。

（対象者）

第 5 条 支援室の通室対象となる児童・生徒は、不登校児童・生徒のうち、教育委員会が支

援室へ通室することについて、適当であると認めた者（以下「通室者」という。）とする。

（所掌事項）

第6条 支援室は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 通室者の自立支援に関すること。
- (2) 通室者の悩み及び不安の解消を図るための教育相談支援に関すること。
- (3) 通室者の状況に応じた学習支援及び体験活動を通じた教育支援に関すること。
- (4) 不登校の未然防止に向けた学校訪問による児童・生徒への個別支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（職員）

第7条 前条に規定する支援は、次に掲げる職員が行う。

- (1) 心の広場指導員
- (2) 教育委員会事務局学校教育課指導主事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会必要と認める者

（通室及び退室）

第8条 不登校児童・生徒の保護者は、当該不登校児童・生徒不登校児童・生徒を支援室に通室させようとするときは、当該不登校児童・生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）に心の広場通室願（別記様式第1号。以下「通室願」という。）により願い出るものとする。

2 校長は、前項の規定による願い出があった場合において、その内容を確認の上、心の広場通室申出書（別記様式第2号）に心の広場通室対象者個人票（別記様式第3号）及び通室願の写しを添えて教育委員会に申し出るものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合において、その内容を確認の上、通室することが適当であると認めるときは、心の広場通室承諾書（別記様式第4号）により当該校長に通知するものとする。

4 教育委員会は、通室者が支援室を退室することが適当であると認めるときは、当該通室者の退室を決定し、心の広場退室通知書（別記様式第5号）により校長に通知するものとする。

（通室期間）

第9条 通室の期間は、通室を始めた日の属する年度の末日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その期間を超えて通室することができる。

（通室の取扱い）

第10条 支援室への通室は、通室者の在籍する学校への出席とみなす。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

保護者氏名 ⑩

心の広場通室願

下記の児童・生徒を心の広場に通室させたいので、願い出ます。

記

学年 第 学年 組

氏名

年 月 日

美祢市教育委員会 様

美祢市立 学校
校長



心の広場通室申出書

下記の児童・生徒について、心の広場通室願が提出されたので、関係書類を添えて申し出ます。

記

学 年 第 学年 組

氏 名

特記事項

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

心の広場通室対象者個人票

美祢市立 学校

| | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|------|--------|----------|-------|
| ふりがな | | 性別 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 児童・生徒氏名 | | | | | |
| 保護者氏名 | | 学年・組 | | 年 組 | |
| 住所 | | 連絡方法 | | 自宅 携帯 | |
| 担任氏名 | | | | 緊急時 | |
| 区分 (該当に○) | A型 (B型) C型 D型 (E型) F型 G型 | | | | |
| これまでの経緯と学校の対応（出欠席等の情報は必ず記入） | | | | | |
| 交友関係（親しい友人等） | | | | | |
| 家庭での生活の様子（家族関係、成育歴等） | | | 保護者の意向 | | |
| 学校の意見・判断 | | | | | |
| ※心の広場記入欄 | | | | | |

A型（学校生活上の影響） B型（遊び・非行） C型（無気力） D型（不安など情緒混乱）
E型（意図的な拒否） F型（複合） G型（その他）

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

美祢市教育委員会 印

心の広場通室承諾書

年 月 日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり承諾します。

記

学 年 第 学年 組

氏 名

期 間 年 月 日から
年 月 日まで

連絡事項

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

美祢市教育委員会 印

心の広場退室通知書

下記のとおり心の広場からの退室を決定したので、通知します。

記

学 年 第 学年 組

氏 名

退室日 年 月 日

連絡事項

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

議案第 11 号

美祢市複式学級学習支援員配置実施要綱の制定について

美祢市複式学級学習支援員配置実施要綱を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市複式学級学習支援員設置要綱

(設置)

第 1 条 複式学級に在籍する児童に対して、生活習慣や学習習慣を確実に身に付けることができるよう、きめ細やかな指導体制を充実し、複式学級運営の安定化を図るため、美祢市複式学級学習支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(身分)

第 2 条 支援員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(資格)

第 3 条 支援員は、小学校の教員の免許状若しくは中学校の教員の免許状を有する者又は美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が支援員の職務に関し識見を有すると特に認める者とする。

(任用及び配置)

第 4 条 支援員は、複式学級を有する学校（以下「学校」という。）に配置する。

2 学校の校長は、支援員を配置しようとするときは、前条に規定する者のうちから支援員として適当と認める者を教育委員会に推薦するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により推薦された者のうちから選考し任用する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、支援員が配置された学校（以下「配置校という。」）が年度の途中において複式学級を有しなくなった場合においても、当該支援員の任用期間中は当該配置校への配置を継続するものとする。

(職務)

第 5 条 支援員の職務は、配置校の校長（以下「校長」という。）の指導監督の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 複式学級に係る学習指導の補助
- (2) 複式学級に係る生活指導の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長又は複式学級の担任の指示すること。

(任用期間)

第6条 支援員の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(服務)

第7条 支援員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び教育委員会規則に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 支援員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退職した後も同様とする。

(勤務時間等)

第8条 支援員の勤務日は、月曜日から金曜日までのうちの3日以内とし、年間105日を超えないものとする。

- 2 支援員の勤務時間は、1日につき4時間とする。
- 3 支援員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が定める。
- 4 支援員の勤務状況は、出勤簿により整理するものとする。
- 5 校長は、前項の出勤簿を支援員が勤務した月の翌月の3日までに、教育委員会に提出するものとする。

(報酬)

第9条 支援員の報酬は、基本報酬のほか、通勤手当に相当する報酬とする。

- 2 基本報酬は、別表第1に定める額とする。
- 3 給与の計算期間は、月の初めから末日までとし、翌月10日に支給する。ただし、その日が週休日等のときは、その日の前において最も近い週休日等以外の日を支給日とする。
- 4 支援員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、別表第1に定める時間額を減額した報酬を支給する。ただし、減額すべき時間が、1日の勤務時間である場合は日額を減額した報酬を支給する。
- 5 通勤手当に相当する報酬は、運賃、時間、距離等の事情から照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、勤務1日につき次に掲げる額を支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の者には支給しない。
 - (1) 公共交通機関利用者 公共交通機関の運賃の額（その額に10円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）。ただし、当該公共交通機関が定期券を発行している場合は、当該公共交通機関の利用区間にかかる6月定期券の価額を基本として算出した、1

日当たりの額（その額に 10 円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 自動車等使用者 別表第 2 に定める額

(災害補償)

第 10 条 支援員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、山口県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成 18 年山口県市町村総合事務組合条例第 36 号）の定めるところによる。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、支援員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9関係）

| 基本賃金（日額） | 基本賃金（時間額） |
|----------|-----------|
| 8,440 円 | 2,110 円 |

別表第2（第9条関係）

| 自動車等を使用する片道の距離 | 通勤手当に相当する額（日額） |
|-----------------|----------------|
| 2km 以上 3km 未満 | 60 円 |
| 3km 以上 4km 未満 | 90 円 |
| 4km 以上 5km 未満 | 120 円 |
| 5km 以上 6km 未満 | 150 円 |
| 6km 以上 8km 未満 | 180 円 |
| 8km 以上 10km 未満 | 240 円 |
| 10km 以上 15km 未満 | 300 円 |
| 15km 以上 | 450 円 |

議案第 12 号

美祢市特別支援補助教員配置実施要綱の全部改正について

美祢市特別支援補助教員配置実施要綱（平成 23 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の全部を次のとおり改正するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市学級支援補助員設置要綱

美祢市特別支援補助教員配置実施要綱（平成 23 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 一人一人の児童生徒が集団の中で生活習慣及び学習習慣を確実に身に付けることができるよう、特別な配慮を要する児童生徒への対応に留意しながら、きめ細かな指導体制を充実し、学級運営の安定化を図るため、美祢市学級支援補助員（以下「補助員」という。）を設置する。

（身分）

第 2 条 補助員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（資格）

第 3 条 補助員は、小学校の教員の免許状若しくは中学校の教員の免許状を有する者又は美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が補助員の職務に関し識見を有すると特に認める者とする。

（任用及び配置）

第 4 条 教育委員会は、補助員の配置の趣旨及び職務内容を理解し、積極的に取り組む熱意のある者を選考し、任用する。

2 補助員は、特別な配慮を要する児童生徒がいる学校に配置する。

（職務）

第 5 条 補助員は、配置先の校長の指導監督の下に次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 学習指導の補助
- (2) 生活指導の補助

- (3) 特別な配慮を要する児童生徒への個別指導
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校長又は担任の指示すること。

(任用期間)

第6条 補助員の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(服務)

第7条 補助員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び教育委員会規則に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 補助員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 補助員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間等)

第8条 補助員の勤務日は、月曜日から金曜日までのうち3日以内とし、年間105日を超えないものとする。

- 2 補助員の勤務時間は、1日につき4時間とする。
- 3 補助員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が定める。
- 4 補助員の勤務状況は、出勤簿により整理するものとする。
- 5 校長は、前項の出勤簿を補助員が勤務した月の翌月の3日までに、教育委員会に提出するものとする。

(報酬)

第9条 補助員の報酬は、基本報酬のほか、通勤手当に相当する報酬とする。

- 2 基本報酬は、別表第1に定める額とする。
- 3 報酬の計算期間は、月の初めから末日までとし、翌月10日に支給する。ただし、その日が週休日等のときは、その日の前において最も近い週休日等以外の日を支給日とする。
- 4 補助員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、別表第1に定める時間額を減額した報酬を支給する。ただし、減額すべき時間が、1日の勤務時間である場合は日額を減額した報酬を支給する。
- 5 通勤手当に相当する報酬は、運賃、時間、距離等の事情から照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、勤務1日につき次に掲げる額を支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の者には支給しない。
 - (1) 公共交通機関利用者 公共交通機関の運賃の額（その額に10円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）。ただし、当該公共交通機関が定期券を発行している場合は、当該公共交通機関の利用区間にかかる6月定期券の価額を基本として算出した、1日当たりの額（その額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (2) 自動車等使用者 別表第2に定める額

(災害補償)

第10条 補助員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、山口県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成18年山口県市町総合事務組合条例第36号）の定めるところによる。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、補助員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

| 基本報酬（日額） | 基本報酬（時間額） |
|----------|-----------|
| 8,440円 | 2,110円 |

別表第2（第9条関係）

| 自動車等を使用する片道の距離 | 通勤手当に相当する額（日額） |
|----------------|----------------|
| 2km以上3km未満 | 60円 |
| 3km以上4km未満 | 90円 |
| 4km以上5km未満 | 120円 |
| 5km以上6km未満 | 150円 |
| 6km以上8km未満 | 180円 |
| 8km以上10km未満 | 240円 |
| 10km以上15km未満 | 300円 |
| 15km以上 | 450円 |

議案第13号

美祢市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第24号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「喫煙、飲食等は」を「喫煙を」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館職員の指示すること。

第11条第3号中「山口市」の次に「、長門市」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

美祿市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(入館者の心得)</p> <p>第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 図書館内で喫煙、飲食等はしないこと。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第11条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 宇部市、山口市_____又は山陽小野田市に住所を有する者で、その事実を証明できる個人</p> <p>(4) 略</p> | <p>(入館者の心得)</p> <p>第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 図書館内で喫煙を_____しないこと。</p> <p>(4) <u>所定の場所以外で飲食をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、図書館職員の指示すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第11条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 宇部市、山口市、<u>長門市</u>又は山陽小野田市に住所を有する者で、その事実を証明できる個人</p> <p>(4) 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> |

議案第14号

美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について

美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第25号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5日前まで」を「前日まで」に改める。

（美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5日前まで」を「3日前まで」に改める。

（美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年美祢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5日前まで」を「3日前まで」に改める。

（美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5日前まで」を「3日前まで」に改める。

（美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年美祢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5日前まで」を「3日前まで」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>5日前まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。 | (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>前日まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u> |

美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表
(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>5日前まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。 | (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>3日前まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u> |

美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表
(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>5日前まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 | (使用の申請) 第5条 略 2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から <u>3日前まで</u> の間とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u> |

美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表
(第4条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(使用の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から<u>5日前までの間</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> | <p>(使用の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から<u>3日前までの間</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> |

美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表
(第5条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(使用の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から<u>5日前までの間</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> | <p>(使用の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から<u>3日前までの間</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> |

議案第15号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用期日の7日前までに」を「あらかじめ」に改め、同条第3項中「利用者申込書等」を「使用申込書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により美祢市民球場の使用を許可したときは美祢市民球場使用（変更）許可書（別記様式第3号）を、それ以外の体育施設の専用使用を許可したときは体育施設使用（変更）許可書（別記様式第4号）」を「第1項の申請書が提出された場合において、美祢市民球場の使用を適当と認めたときは美祢市民球場使用（変更）許可書（別記様式第3号）を、それ以外の体育施設の専用使用を適当と認めたときは体育施設専用使用（変更）許可書（別記様式第4号）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

第4条の表美祢市田代体育館の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------|----|---------------|--------------------|
| 美祢市東厚体育館 | 通年 | 午前9時から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 美祢市川東体育館 | 通年 | 午前9時から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |

第4条の表美祢市秋芳体育館の項、美祢市大田テニスコートの項、美祢市綾木テニスコートの項、美祢市秋芳テニスコートの項、大嶺小学校グラウンド夜間照明施設の項、豊田前中学校グラウンド夜間照明施設の項、於福中学校第2グラウンド夜間照明施設の項、厚保中学校グラウンド夜間照明施設の項、美東中学校グラウンド夜間照明施設の項、美祢市大田テニスコート夜間照明施設の項及び美祢市秋芳テニスコート夜間照明施設の項定期休日の欄を次のように改める。

| |
|--------------------|
| 12月29日から翌年1月3日までの日 |
|--------------------|

別記様式第1号中

「

| | |
|-------|---|
| 球場使用料 | ※ 810円× 時間＝ 円 |
| 減免措置 | ※条例第8条第3項第1号 第3項第2号 100% 50% (球場使用料だけ) |

」を

「

| | |
|-------|---|
| 球場使用料 | ※ 850円× 時間＝ 円 |
| 減免措置 | ※教育委員会規則第3条第 号 <input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2に相当する額 |

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|---|------|---------------|--------------------|---|------|---------------|--------------------|
| <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条の規定により、美祢市民球場を使用しようとする者は美祢市民球場使用許可(変更)申請書(別記様式第1号)を、それ以外の体育施設を専用使用しようとする者は体育施設専用使用許可(変更)申請書(別記様式第2号)を<u>使用期日の7日前までに美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定により美祢市民球場の使用を許可したときは美祢市民球場使用(変更)許可書(別記様式第3号)を、それ以外の体育施設の専用使用を許可したときは体育施設使用(変更)許可書(別記様式第4号)</u> ____を交付するものとする。</p> <p>3 体育施設の個人使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする当日、定められた<u>利用者申込書等</u>に記載しなければならない。</p> <p>(使用期間、使用時間及び定期休日)</p> <p>第4条 体育施設の使用期間、使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> | | | | <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条の規定により、美祢市民球場を使用しようとする者は美祢市民球場使用許可(変更)申請書(別記様式第1号)を、それ以外の体育施設を専用使用しようとする者は体育施設専用使用許可(変更)申請書(別記様式第2号)を<u>あらかじめ</u> 美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項の申請書が提出された場合において、美祢市民球場の使用を適当と認めたときは美祢市民球場使用(変更)許可書(別記様式第3号)を、それ以外の体育施設の専用使用を適当と認めたときは体育施設専用使用(変更)許可書(別記様式第4号)</u>を交付するものとする。</p> <p>4 体育施設の個人使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする当日、定められた<u>使用申込書等</u>に記載しなければならない。</p> <p>(使用期間、使用時間及び定期休日)</p> <p>第4条 体育施設の使用期間、使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> | | | |
| 名称 | 使用期間 | 使用時間 | 定期休日 | 名称 | 使用期間 | 使用時間 | 定期休日 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 美祢市田代体育館 | 通年 | 午前9時から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 | 美祢市田代体育館 | 通年 | 午前9時から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|------------------------------|----|---|---|------------------------------|----|---|----------------------------|
| | | | | 美祢市東厚 体育館 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| | | | | 美祢市川東 体育館 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 美祢市美東 体育館 | 通年 | (1) 専用使用の 場合 午前 9時から午 後10時まで (2) 個人使用の 場合 午前 9時から午 後6時まで | 12月29日から 翌年1月3日ま での日 | 美祢市美東 体育館 | 通年 | (1) 専用使用の 場合 午前 9時から午 後10時まで (2) 個人使用の 場合 午前 9時から午 後6時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 美祢市秋芳 体育館 | 通年 | (1) 専用使用の 場合 午前 9時から午 後10時まで (2) 個人使用の 場合 午前 9時から午 後6時まで | (1) 月曜日。た だし、その日 が祝日法に 規定する休 日の場合は、 その翌日 (2) 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 | 美祢市秋芳 体育館 | 通年 | (1) 専用使用の 場合 午前 9時から午 後10時まで (2) 個人使用の 場合 午前 9時から午 後6時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 美祢市大田 テニス場 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 無 | 美祢市大田 テニス場 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 美祢市綾木 テニス場 | 通年 | 午前9時から日 没まで | 無 | 美祢市綾木 テニス場 | 通年 | 午前9時から日 没まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 美祢市秋芳 テニス場 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 無 | 美祢市秋芳 テニス場 | 通年 | 午前9時から午 後10時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |
| 大嶺小学校 グラウンド 夜間照明施 設 | 通年 | 日没後の必要 時間から午後9 時まで | 無 | 大嶺小学校 グラウンド 夜間照明施 設 | 通年 | 日没後の必要 時間から午後9 時まで | 12月29日か ら翌年1月3 日までの日 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|--------------------|----|-------------------|---|---|----|-------------------|--------------------|
| 豊田前中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 無 | 豊田前中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 於福中学校第2グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 無 | 於福中学校第2グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 厚保中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 無 | 厚保中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後9時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 美東中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 無 | 美東中学校グラウンド夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 美祢市大田テニス場夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 無 | 美祢市大田テニス場夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 美祢市秋芳テニス場夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 無 | 美祢市秋芳テニス場夜間照明施設 | 通年 | 日没後の必要時間から午後10時まで | 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| 別記様式第1号 略 | | | | 別記様式第1号 略 | | | |
| | | | | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。</p> | | | |

議案第16号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「平成30年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>附 則(平成28年美祢市教育委員会規則第6号)</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。 ただし、第2条の規定は、<u>平成30年4月1日</u>から施行する。</p> | <p>附 則(平成28年美祢市教育委員会規則第6号)</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。 ただし、第2条の規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> |

議案第17号

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 使用時間

ア 火曜日から土曜日までの日 午前9時から午後10時まで

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日 午前9時から午後5時まで

第3条第1項第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「祝日法」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、アリーナの個人使用許可を受けようとする者は、使用しようとする当日、定められた使用申込書等に記載しなければならない。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

「

| | | |
|------|---|-----------------|
| シャワー | 円 | 許可条件（又は許可しない理由） |
| 合計 | 円 | |

」を

「

| | | |
|----|---|-----------------|
| 合計 | 円 | 許可条件（又は許可しない理由） |
|----|---|-----------------|

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祿スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。

美祿スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第3条 スポーツセンターの使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、美祿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p><u>(1) 使用時間</u> 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 定期休日</p> <p>ア 月曜日(月曜日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日に当たる場合はその翌日)</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 略</p> <p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別記様式第1号及び別記様式第2号 略</p> | <p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第3条 スポーツセンターの使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、美祿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p><u>(1) 使用時間</u></p> <p>ア <u>火曜日から土曜日までの日</u> 午前9時から午後10時まで</p> <p>イ <u>日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)</u>に規定する休日 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 定期休日</p> <p>ア 月曜日(月曜日が<u>祝日法</u>に規定する休日に当たる場合はその翌日)</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 略</p> <p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、アリーナの個人使用許可を受けようとする者は、使用しようとする当日、定められた使用申込書等に記載しなければならない。</u></p> <p>別記様式第1号及び別記様式第2号 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祿スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <u>成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。</u> |

議案第18号

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第30号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び場所」を削る。

第6条第1項中「7日以前まで」を「3日前まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 施設 | 開放する日 | 開放する時間 |
|-------|--|--------------|
| 運動場 | 美祢市立学校施設使用条例施行規則（平成26年美祢市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から19時まで |
| | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から19時まで |
| 屋内運動場 | 施行規則第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から22時まで |
| | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から22時まで |
| プール | 当該学校長が定めた日 | 当該学校長が定めた時間 |

備考 夜間照明施設のある運動場については、開放する時間を21時までとする。ただし、美東中学校は22時までとする。

別記様式第2号「、美祢市立学校施設使用規程」を「及び美祢市立学校施設使用条例施行規則の規定」に改める。

別記様式第4号中「、美祢市立学校施設使用規程及び」を「及び美祢市立学校施設使用条例施行規則の規定並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祢市小中学校の施設の開放に関する

規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------------|-------------|--------|--------|-----|----|------------|----|-------------|--|-------|----|------------|----|-------------|--|----|-------|--------|--------|-----|----|------------|----|-------------|-----|-------------|--|-------|----|------------|----|-------------|-----|-----|-------------|------------|-------------|---|----|-------|--------|-----|--|--------------|---------------------|------------|-------|---------------------|--------------|---------------------|------------|-----|------------|-------------|
| <p>(開放の日時)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、スポーツ開放をする学校において特別の事情がある場合には、別表の日時及び場所を変更することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第6条 前条の登録を受けた団体がスポーツ開放による施設利用をしようとするときは、利用する日の7日以前までに学校施設使用許可申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出し、学校施設使用許可書(別記様式第4号)により許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町及び西厚保町区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設</th> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スポーツ開放</td> <td rowspan="2">運動場</td> <td>休日</td> <td>8:30~19:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>17:00~19:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>休日</td> <td>8:30~22:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>17:00~22:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 美東町区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設</th> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スポーツ開放</td> <td rowspan="3">運動場</td> <td>休日</td> <td>8:30~19:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>17:00~19:00</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>13:00~19:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>休日</td> <td>8:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>17:00~22:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>土曜日</td> <td>13:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>当該学校長が定めた日</td> <td>当該学校長が定めた時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 秋芳町区域</p> | | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | スポーツ開放 | 運動場 | 休日 | 8:30~19:00 | 平日 | 17:00~19:00 | | 屋内運動場 | 休日 | 8:30~22:00 | 平日 | 17:00~22:00 | | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | スポーツ開放 | 運動場 | 休日 | 8:30~19:00 | 平日 | 17:00~19:00 | 土曜日 | 13:00~19:00 | | 屋内運動場 | 休日 | 8:00~22:00 | 平日 | 17:00~22:00 | プール | 土曜日 | 13:00~22:00 | 当該学校長が定めた日 | 当該学校長が定めた時間 | <p>(開放の日時)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、スポーツ開放をする学校において特別の事情がある場合には、別表の日時_____を変更することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第6条 前条の登録を受けた団体がスポーツ開放による施設利用をしようとするときは、利用する日の3日前までに学校施設使用許可申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出し、学校施設使用許可書(別記様式第4号)により許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td rowspan="2">美祢市立学校施設使用条例施行規則(平成26年美祢市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)第4条第1項第1号に規定する日</td> <td>8時30分から19時まで</td> </tr> <tr> <td>施行規則第4条第1項第2号に規定する日</td> <td>17時から19時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td rowspan="2">施行規則第4条第1項第1号に規定する日</td> <td>8時30分から22時まで</td> </tr> <tr> <td>施行規則第4条第1項第2号に規定する日</td> <td>17時から22時まで</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>当該学校長が定めた日</td> <td>当該学校長が定めた時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 夜間照明施設のある運動場については、開放する時間を21時までとする。ただし、美東中学校は22時までとする。</p> | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | 運動場 | 美祢市立学校施設使用条例施行規則(平成26年美祢市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から19時まで | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から19時まで | 屋内運動場 | 施行規則第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から22時まで | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から22時まで | プール | 当該学校長が定めた日 | 当該学校長が定めた時間 |
| | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ開放 | 運動場 | 休日 | 8:30~19:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平日 | 17:00~19:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋内運動場 | 休日 | 8:30~22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平日 | 17:00~22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ開放 | 運動場 | 休日 | 8:30~19:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平日 | 17:00~19:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土曜日 | 13:00~19:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋内運動場 | 休日 | 8:00~22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平日 | 17:00~22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プール | 土曜日 | 13:00~22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 当該学校長が定めた日 | 当該学校長が定めた時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運動場 | 美祢市立学校施設使用条例施行規則(平成26年美祢市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から19時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から19時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋内運動場 | 施行規則第4条第1項第1号に規定する日 | 8時30分から22時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施行規則第4条第1項第2号に規定する日 | 17時から22時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プール | 当該学校長が定めた日 | 当該学校長が定めた時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | 改正案 | |
|--------------------|-----------|-------------|------------|---|--|
| | 施設 | 開放する日 | 開放する時間 | | |
| | | | 4月から1 | 11月から | |
| | | | 0月まで | 3月まで | |
| スポーツ 開放 | 運動場 | 日曜日 | 8:00～ | 8:00～ | |
| | | 休日 | 19:00 | 19:00 | |
| | | 長期休業日 | | | |
| | | 土曜日 | | | |
| | | 平日 | 16:00～ | 16:00～ | |
| | | | 19:00 | 18:00 | |
| | 屋内運 動場 | 日曜日 | 8:00～22:00 | | |
| | | 休日 | | | |
| | | 長期休業日 | | | |
| | | 土曜日 | | | |
| 平日 | | 16:00～22:00 | | | |
| 別記様式第2号及び別記様式第4号 略 | | | | 別記様式第2号及び別記様式第4号 略 | |
| | | | | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。</u></p> | |

議案第19号

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の
使用に関する規程の一部改正について

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第2号）及
び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第
3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の
使用に関する規程の一部を改正する告示

（美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程の一部改正）

第1条 美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第2
号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「使用期日の1週間前までに」を「あらかじめ」に改め、同条中第4項
を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の申請を許可した場合」を「教
育委員会は、第1項の申請書が提出された場合において、運動施設の使用を適当と認めた
とき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教
育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

第8条第3号中「前条の各号に該当の」を「前条各号に該当する」に改める。

別記様式第1号中

「夜間照明電力使用料

| | | | | | |
|---|---|----|----|----|---|
| 当 | 初 | 時間 | 分× | 円＝ | 円 |
| 変 | 更 | 時間 | 分× | 円＝ | 円 |
| 差 | 額 | | | | |

」を削る。

（美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の一部改正）

第2条 美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会
告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 定期休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

第6条第1項中「使用期日の1週間前までに」を「あらかじめ」に改め、同条中第4項

を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の申請を許可した場合」を「教育委員会は、第1項の申請書が提出された場合において、公園施設の使用を適当と認めたとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

第8条第3号中「前条の各号に該当の」を「前条各号に該当する」に改める。

別記様式第2号中

「

| | |
|------|---|
| 使用人数 | 名 |
|------|---|

」を

「

| | |
|------|---|
| 使用人数 | 人 |
|------|---|

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 運動施設の使用許可を受けようとする者は、<u>使用期日の1週間前までに</u>教育委員会へ使用許可(変更)申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の申請を許可した場合</u></p> <hr/> <p>_____は、使用許可書(別記様式第2号)を交付する。</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> | <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 運動施設の使用許可を受けようとする者は、<u>あらかじめ</u>_____教育委員会へ使用許可(変更)申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、第1項の申請書が提出された場合において、運動施設の使用を適当と認めたときは、使用許可書(別記様式第2号)を交付する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> |
| <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、許可後においても当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前条の各号に該当のおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> | <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、許可後においても当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前条各号に該当するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> |
| <p>別記様式第1号 略</p> | <p>別記様式第1号 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|-------------------------|
| | <u>修正の上で使用することができる。</u> |

美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第4条 公園施設の使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 定期休日</u></p> <p>ア 毎週月曜日</p> <p>イ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 公園施設の使用許可を受けようとする者は、<u>使用期日の1週間前までに教育委員会へ秋芳北部総合運動公園施設使用許可申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請を許可した場合</u></p> <p>_____は、秋芳北部総合運動公園施設使用許可書(別記様式第2号)を交付する。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、許可後においても当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前条の各号に該当</u>のおそれがあるとき。</p> | <p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第4条 公園施設の使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 定期休日 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 公園施設の使用許可を受けようとする者は、<u>あらかじめ_____教育委員会へ秋芳北部総合運動公園施設使用許可申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書の提出は、使用期日の6箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、第1項の申請書が提出された場合において、公園施設の使用を適当と認めるときは、秋芳北部総合運動公園施設使用許可書(別記様式第2号)を交付する。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、許可後においても当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前条各号に該当する</u>のおそれがあるとき。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|-------------------------------|--|
| <p>(4) 略</p> <p>別記様式第2号 略</p> | <p>(4) 略</p> <p>別記様式第2号 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この告示は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この告示の施行の際現にこの告示による改正前の美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上で使用することができる。</u></p> |

議案第 20 号

Mine 秋吉台ジオパーク構想拠点施設検討委員会設置要綱の廃止について

Mine 秋吉台ジオパーク構想拠点施設検討委員会設置要綱（平成 26 年美祢市教育委員会告示第 5 号）を次のとおり廃止するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

Mine 秋吉台ジオパーク構想拠点施設検討委員会設置要綱を廃止する告示

Mine 秋吉台ジオパーク構想拠点施設検討委員会設置要綱（平成 26 年美祢市教育委員会告示第 5 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。